

○生徒心得：生徒の皆さんへ 【和泉中学校のきまり】

和泉中学校の生徒としての自覚と誇りをもって、学校内外の生活を通して、つぎのことがらに注意しましょう。

(1) 登校、下校

1. 挨拶は元気よくしましょう。
2. 始業時間8:30までに登校しましょう。
授業が始まって(8:55以降)から遅刻した場合は、職員室で「登校確認書」を受け取り、授業の先生に渡してください。休み時間に登校した場合は、次の授業の先生に渡してください。
3. 交通規則(ヘルメット着用、雨の日はカッパ着用、左側通行、自転車の二人乗り、携帯を触りながらの運転をしないなど)をよく守り、自転車通学者は必ず係の先生の許可を受けて鑑札を自転車とヘルメットに付けてください。また必ず自転車保険に加入してください。
4. 欠席する場合は、保護者から必ず担任の先生まで連絡(電話 or tatoru)をしてもらいましょう。
5. 早退する場合は、緊急の場合を除いて、保護者の承諾の元、職員室の「早退確認書」にサイン(許可)をもらい下校してください。自宅に着いたら、到着したことを学校に連絡してください。
6. 登校後は、休憩時間でも許可なしに、校外へ出てはいけません。

(2) 授業、HRおよび休憩時間

1. メロディーチャイムで直ちに教室に入り、静かに着席しましょう。なお、始業のチャイムが鳴り終わるまでに着席できなければ、授業遅刻となります。
2. 授業には、真剣に取り組みましょう。また、授業中に騒いだり、周りに迷惑をかけるような行為は絶対にしないようにしましょう。
3. 授業中は原則として教室を退出することはできません。トイレは休み時間にすませましょう。ただし、体調が悪くなったときは、授業の先生の許可を得て保健室へ行きましょう(保健室へ行く際は「保健室来室許可証」を先生にもらってください。トイレも同様。)
4. HRは授業と同じです。時間を守り、朝は1日の連絡を、帰りは明日の連絡および本日の反省など先生の話をしっかり集中して聞きましょう。

(3) 給食

1. 食事前に必ず手を洗いましょう。
2. 給食当番は、制服及び上靴で行き、エプロンと三角巾、マスクを必ず着用しましょう。
3. 給食当番は、全員で協力し、速やかに準備しましょう。
4. 給食時間中は教室から出ないようにしましょう。
5. 食器等の返却は確実に早くしましょう。
6. 給食は給食時間中に食べきってください。給食後にデザート等を教室外に持ち出して食べではありません。食べ残しはすべて給食場に戻してください。

(4) 所持品

1. 所持品には学年、組、氏名を必ず記入しましょう。
2. 貴重品、その他学習に必要なないものは、学校に持参しないようにしましょう。携帯電話に関しては、校内に持ち込む場合は、担任等に預けるようにしてください。
3. 持ち物を拾った時は、直ちに先生に届け出してください。また、「落とし物カード」は職員トイレ横に掲示していますので落とし物に気がついたときは、確認してください。
4. やむを得ずお金を持ってきた時は、朝、担任に預けるようにしましょう。

(5) 言葉、態度

1. 言葉は気持ちよく、はきはきと丁寧な言葉を使うようにつとめましょう。
2. 校舎、校具、植木その他公共物を大切に取扱いましょう。
3. 毎日のあいさつを大切にして、より良い人間関係を築きましょう。
4. 校長室、職員室その他先生の部屋に出入りする時、また学校へのお客様に対して、礼節をもって行動するようにしましょう。

生徒服装に関する規定

基本理念	社会に出るための準備をするための学校として授業に支障がなく、生徒それぞれの個性が尊重されること。
服装	<ul style="list-style-type: none"> ・指定のブレザーに指定のスカート・ズボンを着用する。以下のブレザー・シャツ・ポロシャツ・スカート・ズボン・リボン・ネクタイは指定のものとする。 ・ブレザーの中には指定のシャツ（胸にマーク入り）を着用し、リボンまたはネクタイを着用すること。半袖ポロシャツを中に着てもかまわない。 <p>※体感温度に個人差があるため、ブレザーの着用は任意。※シャツとリボン・ネクタイの組み合わせは指定しない。</p> <p>◆半袖ポロシャツにはリボン・ネクタイは着用しない。</p> <p>【禁止事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ズボンのすそ幅を縮めたり大きくするなどしてズボンの形を変えたり、もとの長さに戻せないような裾を切ったスカート、ブレザーやシャツ・ネクタイ・リボンに手を加えたものは<u>変形服</u>とし禁止とする。 ◆校内では、スカートの下に体操服の長ズボン等を着用することは禁止とする。
体育時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・半袖シャツ（学校規定のもの） ・ハーフパンツ（学校規定のもの） ・長袖ジャージ上・下（学校規定のもの）（※ストッキング・タイツ等の着用は自由とする） <p>体育館では、体育館シューズを使用する。（学校規定のものとする）</p>
防寒具等	マフラーや防寒着等については、学校規定のものはもうけないが、各自の判断で着用可とする。また、授業中も同様とする。防寒対策やけがを隠すためのストッキング・タイツ等の着用は可とする。
手袋	登下校時と体育活動のみ着用可とする。（防寒対策として）
帽子	登下校時とグラウンドでの体育活動のみ着用可とする。（日差し除けとして）
頭髪等	<p>社会に出るための準備をする学校としてふさわしいと説明できる身だしなみであること。</p> <p>【禁止事項】 ①脱色、染色をしない。②化粧・色付きリップ・マニキュア等、ピアス・ネイル・カラーコンタクト等の装飾品等は禁止とする。</p>
持ち物	<p>学校に不要なものの、貴重品（お金等）は、持ってこないこと。（正当な理由があって、特別に許可された場合を除く）その他、危険なものも学校へ持ってこないこと。</p> <p>スマートフォン等の持ち込みは原則禁止とする。（必要な場合は、学校に預けることとする）</p>
通学靴	運動靴（ひも靴がのぞましい）
通学カバン	学校指定のものはもうけない。

○ **携帯電話の校内への持ち込みについて**

本校では、「生徒服装規定」の持ち物欄にもあるように、校内への携帯電話の持ち込みを原則、禁止しています。理由は、携帯電話は学校の学習活動に全く必要ないからです。

便利な通信機器とはいえ、その反面にある携帯電話の依存傾向は学習活動に支障を与えるだけでなく、ネットモラルの不十分な中学生にとってはトラブルの最も大きな原因にもなります。もし持ち込んだ場合は、次のように対処しますので、校内へは持ち込まないように注意してください。

《対処》

1. 携帯電話の校内への持ち込みが判明した場合は、すぐに「担任預かり」とします。
2. 預かった「携帯電話」は、学校の方針に従い(状況に応じて)本人に返却します。
3. 度重なる場合は、保護者に協力を求め、保護者に返却することになります。
4. テスト中に見つかった場合は、不正行為とみなします。

※登下校での防犯や安全確保のため所持を申請する場合は、「携帯電話の取扱いに関する同意確認書」の提出が必要です。

○ **自転車通学について**

和泉中学校では、一部(繁和町・和気町・山荘町)の地域で自転車通学を許可しています。しかし、違反者(ヘルメットなし・2人乗り等)がかなり多くいます。

学校としては指導しながら様子を見ていきますが、現状が改善されなければ**自転車通学が見直される**こともあります。また、無許可での自転車通学者も多く、学校の周辺の住民の方より無断駐輪することに対する苦情も多くあります。違反行為には、次のように対処しますので、ルールをきちんと守るように注意してください。

《対処》

1. 自転車通学者のルール違反については、3回目より一定期間、自転車通学停止にします。度重なる場合は、本人の許可を取り消す場合もあります。
2. 不正乗車については、自転車の登録番号および車両番号を学校で記録した後、2回目以降は自転車を学校で預かり、保護者の方に学校にきてもらい直接返却します。度重なる場合は期間を設けて学校で預かるか、悪質な場合は一般的な放置自転車として役所に引き取ってもらいます。

※許可地区の生徒は、自転車置き場の整備等の関係で4月当初は徒歩通学とする場合があります。その間に「**自転車通学申込書(誓約書・確認書)**」と「**鑑札代**」(200円)をそえて担任まで提出してください。

自転車保険加入についてのお願い

大阪府自転車条例により、平成28年7月1日から自転車保険の加入が義務化されました。必ず自転車保険への加入をお願いします。

自転車通学を許可するにあたり、自転車保険への加入の確認が必要となります。自転車保険に加入されていない場合は、自転車通学を許可することができません。自転車事故に対応した損害賠償保険への加入をお願いします。

○ **その他**

中学校というところは「学習」する場です。他人に迷惑をかけることのないように、ルールとマナーを守り、みんなが楽しく「学校生活」を送れるように心がけましょう。